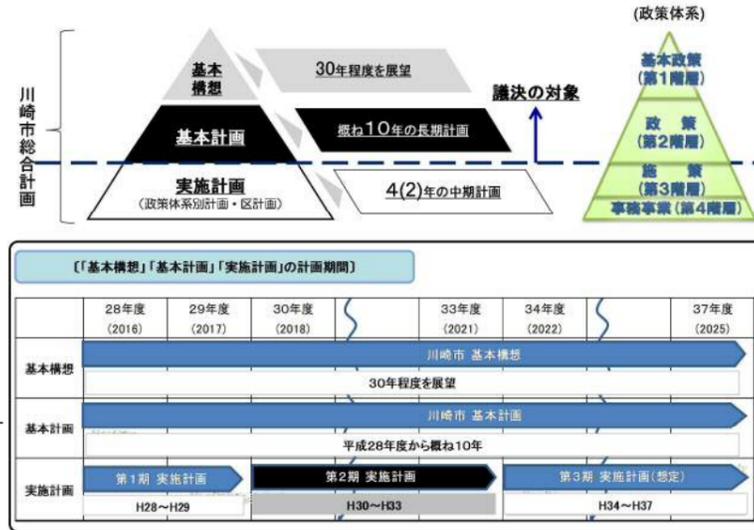


川崎市総合計画 第2期実施計画策定方針（概要）

川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために「政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されている

平成29（2017）年度は、第1期実施計画の最終年度となるため、平成30（2018）年度から平成33（2021）年度までの4年間を計画期間とする第2期実施計画の策定に向けて、次の方針に基づき、施策・事業等の検討、調整に取り組む。



1 策定の趣旨

（1）第1期実施計画の取組と成果

- 子どもや高齢者をはじめとした誰もが幸せに暮らし続けるための心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」
小児医療費助成制度の充実、中学校完全給食の全校実施に向けた取組、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組 など
- ポテンシャルを最大限に活かし成長分野の産業振興により持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」
羽田空港と川崎を結ぶ羽田連絡道路の事業着手、わが国の成長をリードする世界最先端の研究機関や企業が集まるキングスカイフロント（殿町3丁目地区）の形成 など
- 成長と成熟を支える都市や行政の「基盤づくり」
住宅や公共施設などの耐震化や地域防災力の強化など災害への対応力の強化、厳しい財政状況の中でも市民満足度の高い市役所に向けた質的改革の推進 など

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」に向けたまちづくりを推進

（2）第1期実施計画からの継続した課題と新たな課題

- 将来を見据えて乗り越えなければならない継続した課題
少子高齢化の更なる進展や生産年齢人口の減少、都市インフラの老朽化、待機児童の解消に向けた保育サービスの量の確保と質の向上、地域包括ケアシステムの地域全体での共有に向けた具体的な施策・事業の推進 など
- 社会環境や都市環境の変化による新たな課題
熊本地震等の大規模自然災害の発生を契機とする都市としての災害対策の強化への要請や多様な働き方の実現をめざした社会全体の働き方改革に向けた機運の高まり など

さまざまな課題に対する的確かつ迅速な対応が必要

（3）本市の財政状況

- 平成29年度予算の状況
当面は人口増等に伴う市税等の増収が見込まれているものの、平成29年度予算において、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費は3,994億円、歳出予算に占める割合は56.3%
- 第1期実施計画策定以後の財政状況の変化
「必要な施策・事業の着実な推進」と、「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向けて、平成28（2016）年3月に「今後の財政運営の基本的な考え方」を策定した後も、消費税率引上げの延期等の収支変動要因が発生
- 変化への対応
収支不足については、臨時的に、減債基金からの新規借入などによる対応が想定されるが、施策調整や事務事業の見直し等を行いながら、借入額の圧縮と可能な限り早期の返済に努めるなど、計画的な財政運営を行っていく必要がある

「持続可能な行財政基盤の構築」に向けた計画的な財政運営が必要

（4）未来に向けた重要な節目を意識した取組

- 東京2020オリンピック・パラリンピック（平成32（2020）年）
川崎が持つ魅力や多様性を世界に向けて発信する好機として、未来に継承し市民全員で共有するオリンピックレガシーの創出を意識しながら、「かわさきパラムーブメント」の大きなうねりを生み出し、より良い社会への変革を促す
- 市制100周年（平成36（2024）年）
市の発展に貢献した先人の歴史と伝統を振り返り、市民の絆や一体感を高めるための機運を醸成していく

未来に向けた重要な節目に向けてさらに飛躍するチャンスを活かす

（5）多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進

- 課題解決に向けた協働・連携の重要性
さまざまな課題に挑戦しながら未来への展望を切り開いていくためには、行政と共に、市民、市民活動団体、町内会・自治会、民間事業者や大学等が協働・連携して地域課題を解決するしくみづくりが重要
- 多様な主体と行政が共に支える協働・連携の推進による社会変革の促進
地域や社会的な課題の複雑化、担い手の多様化、市民意識の変化等の状況を踏まえつつ、多様な主体と行政が共に支える協働・連携のまちづくりを今まで以上に推進していくことで、相互に補完しあう相乗効果を生み出すなど、課題解決を一層促す社会変革に繋げていく

多様な主体との協働・連携により課題解決を一層促す社会変革の促進

（6）「150万人都市かわさき」の一層の発展に向けた第2期実施計画の策定

上記の課題認識のもと、子どもたちの笑顔があふれ、元気な高齢者が社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる「150万人都市かわさき」の一層の発展に向けて、第2期実施計画を策定するもの

2 実施計画の概要

（1）名称

- 「川崎市総合計画 第2期実施計画」

（2）計画期間

- 平成30（2018）年度から平成33（2021）年度までの4年間を対象とする、財源の裏付けのある実行性の高い中期計画として検討

（3）構成

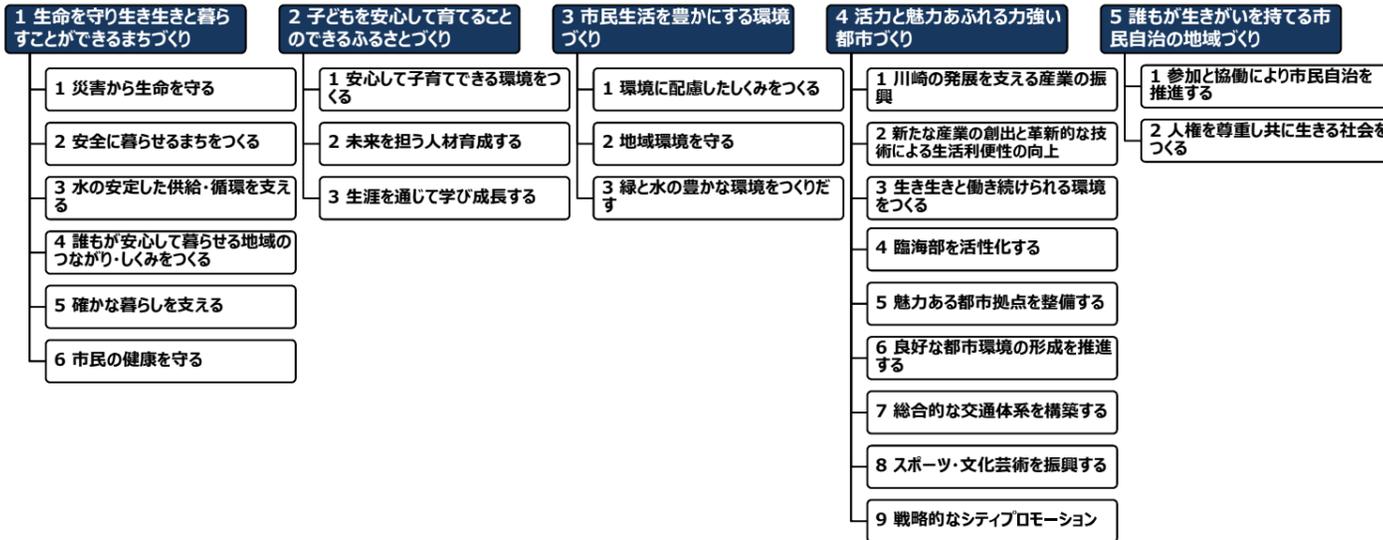
- 概ね、以下の内容を記載する方向で策定を推進
 - ① 総論（計画の概要、本市を取り巻く状況、第2期実施計画の基本的な考え方、都市構造・交通体系など）
 - ② かわさき10年戦略（基本的な考え方、個別戦略の内容など）
 - ③ 実施計画（政策体系別計画、区計画など）
 - ④ 進行管理と評価（進行管理の概要、第1期実施計画中間評価結果など）
 - ⑤ その他（計画事業費及び政策体系図など）

3 計画策定に向けた基本的な考え方

（1）「めざす都市像とまちづくりの基本目標」（基本構想）と「23の『政策』の基本方向」（基本計画）の実現をめざした市政運営の推進

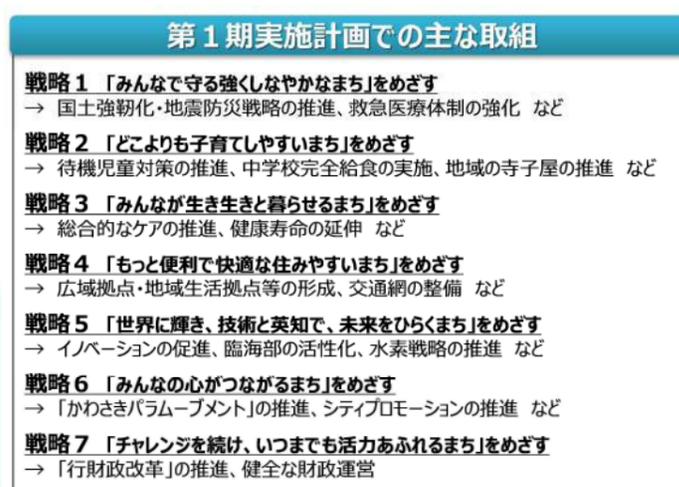
- 第2期実施計画では、基本構想として位置づけた「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の都市像をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和によるまちづくりの基本目標の達成に向けて、5つの基本政策に基づく23の「政策」の方向性を踏まえながら、市政をバランスよく推進

5つの基本政策と23の政策



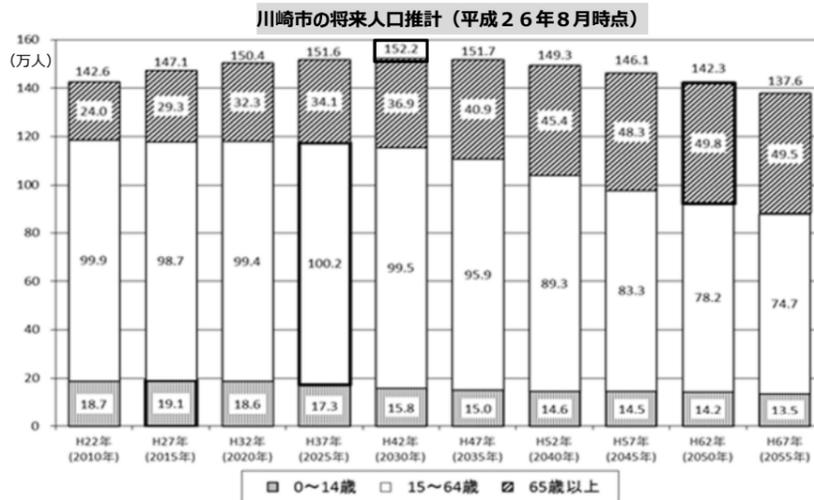
(2) 「かわさき10年戦略」に基づく戦略的な取組の推進

- 少子高齢化の進展をはじめとする中長期的な「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」に対し、本市のポテンシャルとチャンスを活用する視点を踏まえて、第2期実施計画における課題の解決に向けた取組を戦略ごとに焦点化しながら、目標達成に向けた具体的な取組として推進



(3) 将来人口推計を踏まえた中長期的なまちづくりに向けた取組の推進

- 第2期実施計画の策定に向けては、前回推計以降の新たな大規模住居系開発の見込みや、合計特殊出生率の推移、年齢区分や区ごとの人口動態等を踏まえ、平成27年国勢調査結果を基準人口として、今後、改めて将来人口推計を実施
- 今後行う将来人口推計を踏まえ、引き続き見込まれる人口増への対応を図るとともに、将来的な人口減少への転換を見据えた中長期的なまちづくりの方向性を踏まえた取組を推進

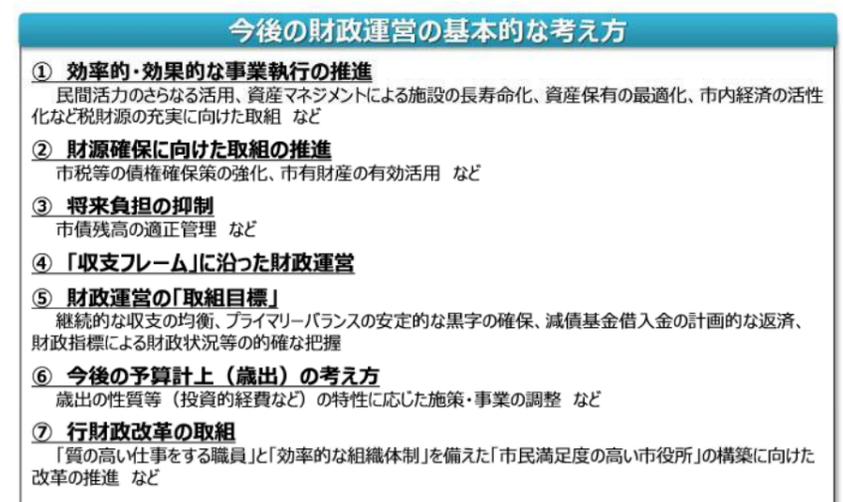


(4) 「施策」と「改革」の一体的な推進をめざした「行財政改革第2期プログラム」との連携

- 課題の解決に向けた「施策の推進」と、手法の工夫や経営資源の最適化に向けた「改革の推進」を一体的に検討し、取組による効果の相乗化を図るものとし、第2期実施計画と行財政改革第2期プログラム間の十分な連携を推進

(5) 「今後の財政運営の基本的な考え方」を踏まえた事業計画の調整

- 「今後の財政運営の基本的な考え方」を財政運営の指針として計画策定を進めるとともに、消費税率引き上げの延期などの社会経済環境の変化や、将来人口推計の結果等を新たな「収支フレーム」に反映
- 人口減少への転換を見据えた中長期的視点に立ったまちづくりに向けて、効率的・効果的な事業執行の工夫や財源確保等を行い、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供するため、施策の優先度を判断しながら中長期的な視点での施策・事業の調整を実施



(6) 進行管理と評価を踏まえた計画策定の推進

- 成果指標等を活用した施策評価及び事務事業評価 (内部評価)や、第1期実施計画の中間評価 (外部評価)の各評価結果を踏まえ、達成状況を適切に把握した上で、課題や改善点を明確化し、それらを着実に計画に反映していくことで、効率的・効果的な取組を構築

(7) 地域課題の解決に向けた参加と協働によるまちづくりを進めるための区計画の検討

- 地域包括ケアシステムの構築の推進など第1期実施計画の取組を踏まえ、市民の暮らしに身近な区役所が、地域が持つ魅力や特性を活かし、多様な主体と協働・連携して行う地域課題の解決に向けた区計画の検討を推進

(8) 組織・分野横断的な視点による課題解決に向けた情報共有・連携体制の一層の強化

- 前例やこれまでの制度、枠組みにとらわれず、「オール市役所」で真に解決すべき課題に取り組み、市民の満足度を高めることができるように、現場感覚や市民側の視点に立った組織・分野横断的な連携・調整を推進
- 区役所が地域の総合的な視点から、一層主体的に地域の課題解決を進められるよう、局・区における事業の推進に際して、局区間の連携を一層強化し、地域の特性・課題に応じた取組を推進
- 総合計画と連携し、一定の政策分野を具体的に推進するための「分野横断計画」、「分野別計画」についても、第2期実施計画の趣旨に基づく必要な改定等に向けた連携・調整の推進

(9) 「対話」と「現場主義」・「協働・連携」を踏まえた計画策定の推進

- 素案の策定時等の機会を捉えて、パブリックコメント手続により市民意見を集約するほか、出前説明会・市民説明会を開催するなど、市民との「対話」と「現場主義」による計画策定を推進
- 各施策・事業については、各種アンケートや市長への手紙、区民車座集會など、日常の市民等とのかわりから得られる市民意見や、議会からの意見等を踏まえ、具体的な取組を検討
- 各施策・事業を推進するにあたっては、多様な主体との「協働・連携」により課題解決を図るなど工夫した取組を検討

(10) 職員の主体的な参画による計画策定に向けた推進体制の構築

- 職員個人や組織としての政策形成能力のさらなる向上が求められている中、計画策定への幅広い職員の参加も重要な視点であることから、各局区において、第2期実施計画の策定に向けた局区本部体制等を設置
- 第2期実施計画の企画及び立案は、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部で推進

4 計画策定までのスケジュール概要

当面、資料5のスケジュールに基づき、第2期実施計画の策定に向けた取組を推進し、社会状況や国の制度改革等の動向に応じて、的確かつ機動的な対応を図る。